

墨田区保育の実施及び費用徴収に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改 正 案					現 行								
別表第1 保育料					別表第1 保育料								
各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		月 額			各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		月 額						
階層区分	定義	4 歳以上児	3 歳児	3 歳未満児	階層区分	定義	4 歳以上児	3 歳児	3 歳未満児				
A 階層	〔略〕	0 円	0 円	0 円	A 階層	〔略〕	0 円	0 円	0 円				
B 階層	〔略〕	1,200 円	1,200 円	1,200 円	B 階層	〔略〕	1,200 円	1,200 円	1,200 円				
C 階層	第1階層	〔略〕	2,500 円	2,500 円	3,100 円	C 階層	第1階層	〔略〕	2,500 円	2,500 円	3,100 円		
	第2階層		3,000 円	3,000 円	3,400 円		第2階層		3,000 円	3,000 円	3,400 円		
	第3階層		3,600 円	3,700 円	4,000 円		第3階層		3,600 円	3,700 円	4,000 円		
D 階層	第1階層	〔略〕	6,800 円	6,800 円	7,900 円	D 階層	第1階層	〔略〕	6,800 円	6,800 円	7,900 円		
	第2階層		8,400 円	8,500 円	9,500 円		第2階層		8,400 円	8,500 円	9,500 円		
	第3階層		10,400 円	10,500 円	10,600 円		第3階層		10,400 円	10,500 円	10,600 円		
	第4階層		12,000 円	12,100 円	16,600 円		第4階層		12,000 円	12,100 円	16,600 円		
	第5階層		13,800 円	13,900 円	20,300 円		第5階層		13,800 円	13,900 円	20,300 円		
	第6階層		15,800 円	15,900 円	23,100 円		第6階層		15,800 円	15,900 円	23,100 円		
	第7階層		17,300 円	17,400 円	25,200 円		第7階層		17,300 円	17,400 円	25,200 円		
	第8階層		18,500 円	18,600 円	27,100 円		第8階層		18,500 円	18,600 円	27,100 円		
	第9階層		19,600 円	19,800 円	29,100 円		第9階層		19,600 円	19,800 円	29,100 円		
	第10階層		〔略〕	20,400 円	21,900 円		31,600 円		第10階層	〔略〕	20,400 円	21,900 円	31,600 円
	第11階層				23,100 円		33,400 円		第11階層			23,100 円	33,400 円
	第12階層				24,000 円		34,900 円		第12階層			24,000 円	34,900 円

層	第13階層		25,000円	36,600円
	第14階層	21,200円	25,800円	38,900円
	第15階層			40,400円
	第16階層			41,700円
	第17階層			43,200円
	第18階層			47,400円
	第19階層	22,000円	26,600円	52,900円
	第20階層			57,700円
	第21階層			61,500円
	付加基準	〔略〕		
備考 年度の初日の前日における児童の年齢によりこの表を適用する。				

層	第13階層		25,000円	36,600円
	第14階層	21,200円	25,800円	38,900円
	第15階層			40,400円
	第16階層			41,700円
	第17階層			43,200円
	第18階層			47,400円
	第19階層	22,000円	26,600円	52,900円
	第20階層			57,700円
	第21階層			61,500円
	付加基準	〔略〕		
備考 年度の初日の前日における児童の年齢によりこの表を適用する。 <u>ただし、年度の途中で入所した児童については、入所した年度に限り、入所時における年齢によりこの表を適用する。</u>				

付 則

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の別表第1の規定は、平成24年4月分以後の保育料から適用し、同年3月分以前の保育料については、なお従前の例による。